

被保険者の配偶者等が自営業者(個人事業主)の場合の被扶養者認定について

1. 自営業者(個人事業主)とは

自営業者(個人事業主)とは、自己の責任と権限のもとで、生活するために自ら事業を営み収入を得ることを選択された方であり、事業のリスクを取って利益拡大を目指す事業主体です。事業規模に制限はなく、収入の上限もありません。

従って、経済的に自立した存在であり、社会保険の制度上、原則として被扶養者としては認定せず、一般的には個人で国民健康保険や国民年金に加入することとなります。

2. 自営業者の被扶養者認定要件

健康保険における被扶養者の認定要件は、認定対象者の年間収入が130万円未満(認定対象者が60歳以上の者である場合、または障害厚生年金受給者の場合は180万円未満・・・以下同様に読替え)であって、かつ被保険者の年間収入の2分の1未満である場合です(昭和52年4月6日付保発第9号・庁保発第9号)。

自営業者に関しては、この収入要件は、自営業者であるにもかかわらず被保険者の支援がなければ生活できない方(=事業内容が家計補助的な小規模の事業と認められる場合)であるかどうかの判断基準のひとつとなります。ただし、経営状態の悪化等収入の減少が一時的である場合は被扶養者として認められないため、単年ではなく複数年の収入等を当健康保険組合が総合的に勘案して、最終的に判断することとなります。

3. 自営業者の収入について

自営業者の収入金額算定に当たっては、総収入額から必要最小限の直接経費(直接的必要経費)のみ差し引けることとしており、従って被扶養者認定における年間収入は、税法上の所得とは基本的に一致しないこととなります。

直接的必要経費とは、「その費用なしには当該事業が成り立たない経費」です。主な例は下記のとおりですが、詳細につきましては「直接的必要経費一覧表」(当健康保険組合ホームページ「家族の加入・脱退について」内に掲載)を参照願います。

<直接的必要経費として認められるもの(例)>

- ・売上原価(製造業における原材料費、小売業における仕入れ代)
- ・居住住宅以外に事務所・倉庫を賃借して事業を行なっている場合の賃借料およびこれに付随する水道光熱費・通信費等の経費
- ・荷造運賃・旅費交通費(原則は認められないが、事業内容等によっては認められる場合あり)

上記以外の経費については、原則として直接的必要経費とは認められず、総収入額から差し引くことはできません。

<直接的必要経費として原則認められないもの(例)>

- ・給料賃金※1、外注工賃※2、減価償却費、租税公課、広告宣伝費、接待交際費、損害保険料、修繕費、消耗品費、福利厚生費、雑費、各種控除 等

※1:従業員との給与賃金等がある場合は、そもそも賃金支払い能力がある事業主として、社会通念上従業員に対し社会的責任を果たす立場にあることから、扶養認定そのものの対象とはなりません。

※2:外注工賃が給与賃金に相当する内容である場合は、※1と同様に解釈します。

4. 手続き・申請方法および認定後の確認方法

(1)被扶養者が新たに自営業を開始した場合

①上記1. のとおりであり、原則として扶養削除の手続きを実施願います。

②例外的に、少なくとも事業開始から向こう3年間は年収が130万円未満(=家計補助的な小規模の事業)となることが確実に見込まれる場合に限り、原則として自営業を開始後最初の被扶養者資格調査・確認(いわゆる「検認」)時に下記(3)①～③の書類を提出頂き、家計補助的な小規模の事業であると確認できれば、引き続き被扶養者となることを認めます。

(2)被扶養者が既に家計補助的な小規模の事業の自営業者と認められている場合

毎年の検認時に下記(3)②・③の書類を提出頂き、家計補助的な小規模の事業であると確認できれば、引き続き被扶養者となることを認めます。

(3)提出書類

①健康保険 自営業者(個人事業主)の被扶養者認定に関する自己申告書(兼)承諾書

※書式は当健康保険組合ホームページ「家族の加入・脱退について」内に掲載

※上記(1)②の際に提出(その後は原則提出不要)

※自営業の内容、向こう3年間の収入見込額等について、詳細・具体的に申告頂く

※もし年収130万円以上となった場合等は遡って扶養認定取消しとなること等の承諾

②直近の収入確認のための次の書類(いずれも「写」で可、ただし税務署受付印があるもの(電子申請の場合は受理日時記載があるもの))

・確定申告書 第1表・第2表

・収支内訳書(損益計算書)

※市区町村で交付される非課税証明では収入の確認ができないため不可

※上記(1)②対象者で、事業を開始して間もない等の理由で確定申告を未実施の場合に限り、確定申告書の代わりに住民税申告書の「写」で可、および収支内訳書(損益計算書)「写」の税務署受付印等は不要

③その他必要に応じ当健康保険組合が要請した書類

(4)その他

○上記(2)に関し、年収130万円を超過する見込みとなった等、家計補助的な小規模の事業としての要件を外れることが明らかになった場合は、検認を待たずその時点で直ちに扶養削除の手続きを実施願います。

○収入額を確認の結果年収130万円を超過していた場合、必要書類の提出がない等で認定要件を確認できなかった場合、その他被扶養者とは認められないと判断された場合は、遡って被扶養者の認定を取消します(原則として検認実施年の1月1日、もしくは自営業開始日)。この場合、認定取消しとなった期間に当健康保険組合が負担した医療費・給付等があれば、遡って返還請求させていただきます。なお、対象者は、認定取消し日に遡り、各自で国民健康保険や国民年金の加入手続きを実施下さい。

○上記で扶養認定取消しとなった後、自営業としての収入が減少して年収130万円未満となり、以降最低でも3年間は年収130万円未満が実績として継続し、かつ今後も継続することが確実に見込まれる場合に限り、改めて申請があれば、状況等詳細を個別に調査・確認の上、受付日にて被扶養者に再度認定する場合があります。

以上

2023年12月 三菱電機ビルソリューションズ健康保険組合